

Title	倭の五王に関する基礎的考察
Sub Title	The basic study on the Five Kings of the Ancient Japan (倭の五王)
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.2 (1966. 9) ,p.41(177)- 55(191)
JaLC DOI	
Abstract	<p>The aim of present article is to make clear some obscurities of the ancient historical documents in Japan, especially Kojiki and Nihonshoki. In order to attain this purpose, we can fortunately make use of the records in the Sung-shu 宋書. It is recorded that there had been diplomatic intercourses between the Sung court and the Five Kings of ancient Japan. Founded upon the critical survey of these records, this article ascribes to the following opinions. The first is that we can identify the King 讚 [tsan] with the Emperor Nintoku, 珍 [t'ien], with Hanzei, 濟 [tser] with Ingyo, 興 [h'ieab] with Anko and 武 [muiab] with Yuryaku. In this regard it is noted that, so far as the genealogical order of Emperors is concerned, the accounts of Kojiki and Nihonshoki are exceedingly, reliable. Secondly, we have tried to identify the anonymous Kings who dispatched the envoys to the Sung court in 430, 460 and 477 A. D.. In this point we cannot agree with the accepted theory concerning the chronology of ancient kingdom of Japan which had been established according to the reports in Kojiki and Nihonshoki. But in Sung-shu we can also see the dates when they were recognised as the Japanese emperors by the Sung court. It seems to me that by this record we can guess their names. Thirdly, in the Sung-shu we can find the message of the King 武 which had been sent to the Sung emperor. In this message the King 武 shows the glorious lives and deeds of his ancestors. According to this description we have got an impression as if the King 武 and his ancestors had been heroes at the time of founding of Japanese Empire. But when we closely examine the texts, we must realize that the greater part of this message is mere copy of Chinese classical literatures. For example, the phrase "they conquered enemies all through the mountains and rivers so that they had no time to stay at home" "躬擐甲冑,險跋涉山川,不遑寧處" is the conventional expression which was usually found in Tso-chuan 左伝 and Mao-shin 毛詩. Accordingly we can not accept the description of this message as the real historical facts. The result is that we must modify the accepted image of the the age of heroes in early history of Japan.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 倭の五王に関する基礎的考察

志 水 正 司

## 一 はじめに

宋書は南齊武帝の永明五・六年（四八七―八）沈約によつて最終的に撰修されたものといわれているが、その本紀および夷蛮伝倭国条（倭国伝）には、宋朝と倭の五王との交渉についてかなり詳細な記事が見出される。その記事内容をみるに、倭国伝冒頭の「倭国在<sup>三</sup>高麗東南大海中<sup>一</sup>、世修<sup>三</sup>貢職<sup>二</sup>」の部分を除けば、遣使貢獻・官爵除授という宋朝が直接に関与した事柄の記述に終始一貫しており、おそらく官府の公的記録に依拠してそれを綴り合わせたものであらう。それが沈約の宋書撰修の方針でもあつたと考えられる。このことは、その撰修年代が記事に近接していることと相俟つて、倭五王に関する宋書記載の信憑性の高さを示しているといえよう。

さて、宋書の倭の五王すなわち讚・珍・濟・興・武の記事については、従来、天皇の比定・記紀紀年の検証・国際関係などの視角から種々の見解が述べられて来たのであるが、とくに近年は、疑問の余地の多い記紀の記述よりも、この宋書の記載に古代史の基準が求められるようになり、これが普通に利用される傾向になつたのである。しかし、その利用についてみると、もっぱら従前の見解に依存して、その上に歴史を構想するに急であつて、基礎的考察となると意外に少いことに気付くであらう。そこで本稿では、(イ)倭五王の比定、(ロ)倭五王の遣使年代、(ハ)倭王武の上表文、という三つの基本的な問題を選び、その各々について先学の論説を検討し、また私見を述べて、大方の示教に接したいと思うのである。

## 二 倭五王の比定

倭の五王の讚・珍・濟・興・武が記紀の伝える何天皇に比定されるかについては、松下見林以来諸種の見解が述べられてきており、また記紀の天皇系譜の史的批判ともかかわつて、重視されてきた問題といえよう。

個別の比定に入るまえに、あらかじめ倭王名が何故に一字に表記されたかについて考察しておくこととしたい。まず、倭王が自称請求した官爵名に着目するに、元嘉一五年(四三八)遣使貢献の際に倭王珍が自称請求した官爵の使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王は、半島諸王の官爵、すなわち永初元年(四二〇)除授の使持節都督營州諸軍事征東大將軍高句麗王樂浪公璉および使持節都督百濟諸軍事鎮東大將軍百濟王映のそれに倣つたものであり、また昇明二年(四七八)に倭王武が上表文中でみずから仮した開府儀同三司の官も、大明七年(四六三)に高句麗王璉が加進された車騎大將軍開府儀同三司に倣つたものであることが注意される。つまり、当時の倭王は高句麗・百濟の外交先例にもつぱら倣いながら、半島に対等乃至支配的な地位を宋朝から承認されようとしていたことが知られるであろう。さて王名であるが、宋書に高句麗の長寿王は高璉、百濟の腆支王は余映などとあり、また単に璉・映ともあるが、就中、夷蛮伝高句麗国条に載せられている永初元年および大明七年の除授の詔文中には璉・映とのみあることが注目されよう。そしてこれらの除授の詔について倭国側も承知していたことは、さきに倭王の自称・自仮の官爵で見たところである。すなわち、かかる公文書類が当時の外交先例と見倣されていたから、倭王が等しく外臣として宋朝へ除授を請求する場合にも、一字の名をつけて用いたものであらうと推定されるのである。

次いで、倭の五王の一字名についてみるに、従来は好字が用いられていることに留意されなかつたのではあるまいか。称讚の讚、珍貴の珍、濟美の濟、興隆の興、武勇の武いずれも好字が選ばれているのである。そしてこの好字名称は、中

華思想の堅固な中国側が夷蛮の一国王に附与したものというよりは、日本側で自選し、中国へ呈出する上表文に記載したものとみる方が妥当性をもつと思われる。当時日本側で文字の好悪に関心をもつていたことは、倭王武の上表文に西服衆夷・句驪無道とあるなどからもうかがわれよう。日本側で名称を選定する場合に、天皇の名はながながしく、それを一字とし、しかも好字を附けようとしたとき、たとえ帰化人あたりが関与したとしても、多分に苦心したことが察せられる。その一好字を選ぶ工夫が、あるときは表意に即し、またある場合は表音に即した名称を案出せしめたのであろう。

さて、倭五王の比定の問題であるが、従来の比定の方法について整理するとき、大体三つに分けることができよう。すなわち、(一)天皇名との間に表音同似あるいは表義同一を見出すこと、(二)系譜関係の符合を指摘すること、(三)記紀の天皇在位年代との対照について考慮することである。このうち(三)については筆者に異論がある(後述)ので除外することとし、ここではもつぱら(一)(二)の論拠によつて先学の比定を検討してみよう。まず倭の五王のうち、済・興・武の三者がそれぞれ允恭天皇・安康天皇・雄略天皇に比定されることに關しては、ほぼ意見が一致しておりとくに異論もない。いま、妥当と思われる論拠を摘記しておけば、済は男浅津間若子宿祢(記)・雄朝津間稚子宿祢(紀)のツマ、すなわち妻と音韻同似である、<sup>(2)</sup>あるいは津と済とが表義同似であるという。<sup>(3)</sup>興の音韻はヒォウ又はホウで<sup>(4)</sup>穴穂(記紀)のホと表音同似であり、武は大長谷若建(記)・大泊瀬幼武(紀)のタケと表義同一である。また系譜についても、宋書倭国伝にみえる「済死世子興遣使貢獻」「興死弟武立」「臣(武)亡考済」の關係は、記紀に允恭の子が安康、その弟が雄略とあるのとよく吻合するのである。

倭王珍の比定については異説があり検討を要する。すなわち前田直典氏<sup>(5)</sup>によれば、珍はもと弥であり仁徳天皇にあたるという。この説の根拠を整理するに、

(イ) 梁書によつて、もとは弥であり珍はそれを誤写したものとみなし、また弥と済は父子關係であるとする。

(ロ) 西高辻本翰苑所引の括地志にひかれた宋書に弥とあることをもつて、弥がもとであつた支証とされる。

(ハ) 文献通考により、倭王武の上表文中の祖禰はもと祖弥であつたとし、武の祖父が弥、父は済であるから、梁書に弥・済を父子とすることが裏付けられるとした。

の三項目となろう。いま項目ごとに批判を述べれば、

(イ) 梁書の記事は宋書を参照抄綴したものとみられ、梁書により宋書を批判する前田氏の方法は首肯し難い。むしろ梁書の弥は珍の俗字跡を誤つたものと考えられ、また父子関係というのも、宋書に珍に次いで済の記事があるところから父子としたまでの、梁書撰者の作為と考えられよう。

(ロ) 西高辻本翰苑には誤字脱字が多く、弥とあるのも誤字と疑われて支証とはなし難い。

(ハ) 後代の文献通考による変改は不当というべく、通考の原拠の宋書・南史ではいずれも祖禰となつており、また「自昔」とあるから祖先一般の意味の祖禰がふさわしいといえよう。<sup>(6)</sup>

これを要するに、その論拠とするところはいずれも史料の扱い方に恣意が認められて用い難く、従つて弥を仁徳天皇に擬する前田氏説は容認することができない。結局、珍の比定については、水齒別(記)・瑞齒別(紀)のミヅは瑞に通じ珍と表義同一であるとして、反正天皇とみる通説が妥当であろう。なお珍と済の系譜関係については宋書に記されていないので、とくに不都合はないと考える。

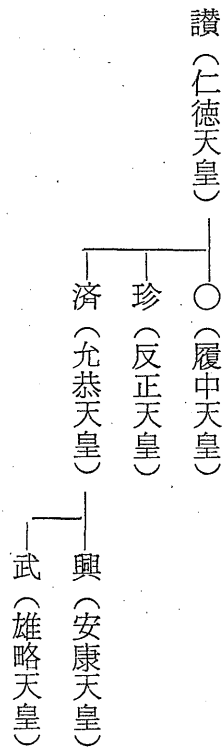
倭王讚の比定については応神天皇説・仁徳天皇説・履中天皇説等がある。このうち応神説は主たる論拠が弥Ⅱ仁徳説にあり、その容認し難いことを前に述べたので除外し、ここでは仁徳説と履中説とを検討しよう。両説の根拠と疑点についてみるに、

(A) 仁徳説は、讚と大雀(記)・大鷓鴣(紀)のサとが表音同一であるという。しかし、記紀に仁徳と反正は父子であ

り、宋書が讚・珍を兄弟とするのに、系譜関係が合わない。

(B) 履中説は、宋書に「讚死弟珍立」とあり、記紀に履中は反正の兄であつて、系譜関係が合致する。しかし、讚のサと伊邪本和氣(記)・去来穂別(紀)のザと表音が通ずるといふのは信用し難い。

となろう。そして両説ともにそれなりの論拠と疑点が存することから、仁徳か履中のいずれかと判定を保留する説もある。ただ仁徳説の疑問については先学の解説があり、いま橋本増吉氏によれば、宋書に珍を讚の弟とするのは「恐らく履中天皇の御世に遣使のことがなかつたために、つぎの反正天皇の時に前天皇の御弟として伝へられた事実が、宋の方では前に使を派した讚の弟として記録せらるるに至つた、結果であらう」といふ。筆者も讚珍の間(7)に他の倭王の遣使はなかつたと考へており(後述)、橋本氏のいわれるごとき事情はありうると思はれる。この橋本氏説を容れるとき、疑問は一応釈明されるわけで、仁徳説が有力といえよう。



は成立し難いことを注意しておきたい。

宋書の倭五王の比定にかかわる諸説の検討は上述の通りであるが、この信用度のたかい外国史料との対照によつて、仁徳・反正・允恭・安康・雄略ら諸天皇の史的実在が確認され、さらに記紀に記載する天皇とその系譜の信憑性が検証せられたことは、貴重な知見といえよう。いま比定の結果を系図で示すと上掲のごとくである。

なお讚||仁徳の比定で、鷗野讚良皇女(持統)をウノノササラと訓み、ササの音に讚の字が用いられた例と認め、讚はオホサザキのササの音を表わしたものとする説が一部に行われていゝる。しかし、讚良は娑羅々(天智紀注)・佐良良(和名抄)でサララと訓むべきものであり、讚の表音はサであつて、この説

### 三 倭五王の遣使年代

宋書には本紀と夷蛮伝とに約五十年にわたり九乃至十回に及ぶ倭国王の遣使貢献の記事がある。それを摘記すれば、

- (1) 四二一年(永初二) 詔して曰く、「倭讚、万里貢を修む。遠誠宜しく甄すべく、除授を賜うべし」と(伝)
- (2) 四二五年(元嘉二) 讚、また司馬曹達を遣わして表を奉り方物を献ず(伝)
- (3) 四三〇年(元嘉七) 倭国王、使を遣わして方物を献ず(紀)
- (4) 四三八年(元嘉一五) 讚死して弟珍立ち、使を遣わし貢献して、自ら使持節都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王と称し、表して除正せられんことを求む。詔して安東將軍・倭国王に除す(紀・伝)
- (5) 四四三年(元嘉二〇) 倭国王濟、使を遣わして奉献す。復た以つて安東將軍・倭国王となす(紀・伝)
- (6) 四五一年(元嘉二八) 使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を加う、安東將軍は故の如し(伝)  
安東將軍倭王倭濟、安東大將軍に進号す(紀)
- (7) 四六〇年(大明四) 倭国、使を遣わして方物を献ず(紀)
- (8) 四六二年(大明六) 濟死して、世子興、使を遣わし貢献す。詔して曰く、「倭王世子興、新たに辺業を嗣ぐ。宜しく爵号を授くべく、安東將軍・倭国王とすべし」と、(紀・伝)
- (9) 四七七年(昇明元) 倭国、使を遣わして方物を献ず(紀)
- (10) 四七八年(昇明二) 興死して弟武立ち、自ら使持節都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王と称して、遣使上表す。詔して武を使持節都督倭・新羅・任那・加羅・

秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王に除す(紀・伝)

となる。その大半は讚・珍・濟・興・武と遣使の倭国王名を明示しているが、本紀にはただ倭国王とか倭国とのみあつて、王名を記載していないものも存する(四三〇年・四六〇年・四七七年)。そこでこれらの遣使者がどの倭国王に相当するかをめぐり、従来さまざまの推察がなされてきたのである。

いま、先説をかえりみるに、多くは推定の根拠を記紀の年紀に求めて、その年代には誰がふさわしいと決めており、それも諸説に分れて決着をみない。記紀の間で年紀が合致せず、従つてそのいずれかを選択し、それも何らかの操作を加えたうえでなければ採用し得ないからである。そこで諸先学の紀年論考における記紀年紀の処理の実際を検討してみると、基準はかえつて宋書の倭五王の遣使年代に求められ、これになるべく抵触しないように、記紀の即位・崩御の年紀などが選択・操作せられているのである。<sup>(8)</sup>しかし、ここで注意しなければならぬことは、たとえ倭五王の遣使年代に抵触しないように天皇の即位・崩御の年紀が操作されたとしても、抵触しないというだけでは、直にそれが史実性をもつという証明にはならないことである。まして、抵触しないように按配するためには、その操作過程で記紀の年紀に恣意的な変改乃至牽強の弁解がなされねばならないという紀年論の実態をみると、所詮記紀の年紀は信用するに足りないというべきであらう(後再述)。そのような記紀の年紀との対比によつて宋書本紀の倭国王名を究明しようとする方法には不信の念を抱かざるを得ないのである。

また別に、宋書倭国伝の文中から「誰死某立遣使云々」の部分抽出し、一回の遣使を敍べたものと解釈して、それを前回の遣使年代に係けることにより、本紀の王名不明の遣使年代は某の派遣によるものという解説が行われている。たとえば四三〇年は珍、四六〇年は興、四七七年は武によるというごとくである。<sup>(9)</sup>もしこの解説を容認すると、第一回の遣使の際ではなく、第二回の遣使のときに倭国王に冊封せられたこととなり、ここに疑問が生ずる。先王の死後、二回目の遣



使をまつて新王が冊封されるというのでは、その間中国王朝の冊封体制が中断されることになるからである。むしろ、外蕃国の王位は、その国に本来的に附随するものであり、先王の死後は新王の承認に遅滞する理由も考え難く、先王死亡の報告と新王冊封の要請をうければ、中国王朝は早急に新王を冊封したものであろう。従つて、宋書倭国伝の解読は、末松保和氏のごとく「誰死某立遣使云々」の部分もあとの倭王冊封の部分と一連の事件を敘述したものと解するのが妥当であり、石原道博氏の訳文のごとき段落の切り方は誤解を招くものといふべきであらう。<sup>(10)</sup>

それでは、不明の倭国王名はどのようにして求められるかというに、倭国王乃至倭王に冊封せられた年代に着目し、これをもつて倭国王交代のときと認めるのである。かくみるに、讚から珍への交代は四三八年(元嘉一五)、珍から済へは四四三年(同二〇)、済から興へは四六二年(大明六)、興から武へは四七八年(昇明二)と認定されよう。そして、これに準拠するとき、四三〇年(元嘉七)遣使の倭国王は讚であり、四六〇年(大明四)のは済であることが自ら判明する。ただ、四七七年(昇明元)の遣使者については、一応興ともみられるが、また橋本増吉氏<sup>(12)</sup>らのいうように四七七年十一月入貢・翌四七八年五月除授と連結して武の遣使とみることも可能と考えられるので、興か武と判断を保留しておきたいと思う。

上述の考察を整理すれば、宋書による各王の遣使年代は、讚(仁徳)は四二一年・四二五年・四三〇年、珍(反正)は四三八年、済(允恭)は四四三年・四五一年・四六〇年、興(安康)は四六二年・四七七年? 武(雄略)は四七八年となるのであり、これによつてまた天皇の实在位年代もほぼ推察しうるのであろう。ただし、即位後年月を経て遣使した場合や、崩御より遅れて入朝した場合がなかつたともいえないので、即位・崩御の年紀まで穿鑿するには無理が生ずる。遣使期間の前後に在位していたという知識で一応満足するほかはないであらう。

ここで、宋書の倭五王の遣使年代と、記紀に記載する当該天皇の即位・崩御の年紀とを比較して表に示せば次のごとく

である。

宋書		日本書紀		古事記	
遣使年代	倭王名	天皇	在位年代	崩年干支	菅政友説
421 425 430	讚	仁徳	313▲ ↓ 399▲	丁卯	427▲
		履中	400▲ ↓ 405▲	壬申	432
438	珍	反正	406▲ ↓ 410▲	丁丑	437?
443 451 460	済	允恭	412▲ ↓ 453▲	甲午	454▲
462 477?	興	安康	453▲ ↓ 456▲		
478	武	雄略	456▲ ↓ 479	己巳	489

1. 菅政友説は「古事記年紀考」（菅政友全集所収）による。  
 2. 記紀の即位、崩御の年紀で、宋書の遣使年代に抵触するものには▲印をつけた。

裏付けはないことを考慮すれば、結局、この前後における記紀の年紀は信用するに足りないといわねばならないであろう。

それを要するに、宋書の倭王の遣使年代をめぐり、記紀年紀の批判を措いて、もつぱら年次の調整配分に苦慮する、従

倭の五王に関する基礎的考察

(一八五)

四九

この表により、たとえば済||允恭天皇についてみると、書紀の即位年紀は四一二年とあるが、そのちに讚||仁徳天皇や珍||反正天皇が遣使貢獻したこととなるので、この即位年紀は尚早である。またその崩御年紀も四五三年では、四六〇年の遣使貢獻を説明するに無理があろう。古事記の崩年干支の甲午||四四四年をとつても同様のことがいえる。このような比較検討を試みると、記紀の年紀の遣使年代に抵触するものが多く、抵触しないものが少いという事実が確認されよう。しかも、前述のように抵触しないものも史実である

来の年紀決定の方法に疑問を抱き、改めて倭王冊封に注目して、それを基準に五王の遣使年代を考証し、また記紀の年紀の信用し難いことを述べたのである。

#### 四 倭王武の上表文

宋書倭国伝には、倭王武（雄略天皇）が四七八年（昇明二）に宋朝へ送つたという上表文が収載されている。

封国偏遠、作藩干外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧处、東征毛人、五十五国、西服衆夷、六十六国、渡平海北、九十五国、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歲、臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、道遙百濟、裝治船舫、而句驪無道、凶欲見吞、掠抄辺隸、虔劉不已、每致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟、実忿寇讐壅塞天路、控弦百万、義声感激、方欲大举、奄喪父兄、使垂成之功不獲一簣、居在諒闇、不勳兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武効功、白刃交前、亦所不顧、若以帝德覆載、摧此疆敵、克靖方難、無替前功、竊自仮開府儀同三司、其余咸假授、以勸忠節。まず、当時の状勢をかえりみるに、四世紀末から五世紀初にかけての半島における諸国抗争の様相は高句麗好太王碑文に詳しいのであるが、四二七年高句麗が平壤に遷都してからは、百濟・新羅として任那を領有する倭に対して一層の強圧を加える形勢となつた。このような状況において高句麗・百濟・倭の南朝への遣使貢献と冊封除授のことがあつたのである。その除授は主として使持節都督某諸軍事何將軍であり、この官爵の除授によつて某地の軍政上の支配権が中国王朝から公認されたわけである。四二一年にはじまつた倭王の宋朝への遣使貢献も、意図するところ一貫してこの官爵除授の請求であり、それは百濟・新羅・任那等の南鮮諸国における軍政上の支配権の公認であつた。ただし百濟の軍政権については、すでに宋朝は当該官爵を百濟王に授与していたので、倭王の請求を容認していない。一方倭国側としては、南鮮にお

ける權益を確保するためにも、百済の軍政権の掌握に強い関心を示して、再三にわたり自称請求を繰り返したのであった。また、仮空といわれてきた秦韓・慕韓の旧国名の採用も、あるいは過去にさかのぼることによって現在の南鮮諸国の軍政権を承認されようという含みをもつものであつたろうか。<sup>(13)</sup> かようにして、倭王の官爵は次第に威厳を加えたが、現実には高句麗の南下侵略が進捗して、遂に四七五年、百済の国都の漢城が攻め陥されるまでに至つたのである。この事件については、雄略紀二十年条に引く百済記に、

盖鹵王乙卯年冬、狛大軍来、攻大城七日七夜、王城降陷、遂失慰礼、国王及大后王子等皆没敵手、

とあり、三国史記の百済本紀にも、同年にかけて、その陥落の有様が記載されており、また魏書百済伝にもそれを暗示する記事がみられるので、史実を伝えたものと認めてよいであろう。倭王武の上表文はその三年後に宋朝に呈示されたのである。その上表文には、高句麗が無道にも南鮮において掠抄度劉を重ねるので、允恭天皇はこれに憤怒し大挙出兵を企てたのであるが、允恭天皇・安康天皇が相次いで没したため、途中で挫折したことを述べ、ここに雄略天皇は父兄の志を継ぎ兵を起し高句麗を制圧しようと思つているが、それにつけて開府儀同三司等を除授され高句麗と地位においても拮抗したいと訴えているのである。ここに南鮮において苦境に追いこまれた痛憤と、対宋交渉を通じて局面を開拓しようとする悲願とを読みとることが出来る。

さて、この倭王武の上表文については、最古の文章結構の立派な漢文であること、冒頭部分に大和朝廷の国土統一の過程が敘述されていること、この二点がとくに注目されてきたのである。まず、前者について、岡田正之氏も「出色の文章」であり、当時日本における漢文学の進歩を示唆するものと称揚しておられる。<sup>(15)</sup> それならば、語句構文の堂々たるこの上表文の、述作者の漢籍に関する教養が問題にされなければならないのであろう。いま忽卒に類同の語文を求めてみると、春秋左氏伝に

躬擐<sub>ニ</sub>甲冑<sub>一</sub>、跋<sub>ニ</sub>履山川<sub>一</sub> (成公一三年)

なる文章が見出され、また「跋<sub>ニ</sub>涉山川<sub>一</sub>」(襄公二八年)ともみえている。このほかにも共通の語句として、

義士 (桓公二年) 寇讐 (僖公五年) 未<sub>レ</sub>捷 (僖公七年)

虎賁 (僖公二八年) 無道 (文公一六年) 虔劉 (成公一三年)

壅塞 (昭公元年)

などが挙げられる。つぎに毛詩をみると、

不<sub>レ</sub>違<sub>ニ</sub>寧処<sub>一</sub> (召南、殷其雷序)

があり、また「昊天罔極」(小雅、蓼莪)や「天方艱難」(大雅、抑)が認められる。そのほかの類同の語句について気

付いたまを挙示しておけば、

覆<sub>ニ</sub>載<sub>ニ</sub>天地<sub>一</sub> (莊子、天道) 白刃交<sub>ニ</sub>於前<sub>一</sub>、視<sub>レ</sub>死者、烈士之勇也 (同、秋水)

朝覲宗遇 (周礼、春官) 封国 (同) 祖禰 (同)

為<sub>レ</sub>山九夙、功虧<sub>ニ</sub>一簣<sub>一</sub> (尚書、旅獒)

以上、上表文中の若干の語文について、類文・類語の所在を指摘してみたのであるが、ここに挙示した程度の短い文章や一般的な語句の合致をもつて、直接に典拠とされた漢籍を判定することは難しく、それにはなお慎重な検討が必要である。ここではさしあたり、述作者の漢文数養の問題として、漢籍をよく学習熟知し、その語文にかなり通じていたことを認識するにとどめておかねばならない。

つぎに、この上表文の冒頭部分には、祖禰 (祖先)の時代より「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐるること九十五国」と、多少の誇張はあろうが、大和朝廷による国土統一の過程が語られて

おり、とくに重視利用せられている。遅くとも五世紀以前に大和朝廷の全国的支配が一応完成していたことは、古墳研究の成果に照会して史的事実であつたといえるからである。これに関連して、国家形成の過程に英雄時代とよばれる過渡期があつたという論説が行われ、日本古代史の場合その時期をどこに擬定するかが問題とされており、近年論議の一点になつている。英雄時代の概念規定にはまだ曖昧な点も多いが、おおよそのところ、王は未だ専制的支配者ではなく、共同体の意志の体现者であつて、戦争の際には自らも戦闘に参加しその陣頭に立つたというのである。そして、日本古代における英雄時代の有力な徴証の一つとして、該上表文の中の「躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧処」の部分がいさば利用されている。ここに自ら軍をひきいて戦場に活躍する英雄の雄姿が想見されるというのである。しかし、さきほど指摘したように、この部分は既成の章句である「躬擐甲冑、跋涉山川」(左伝)と「不遑寧処」(毛詩)を以つて潤色作文したところである。それならば、この潤色部分にどれだけ史実がふまえられているかはすこぶる疑問となり、これに依拠して歴史を考察することは冒険であるといわなければならない。とくに、英雄時代の存否・擬定の問題は、それが日本古代史の全体的構想にかかわりをもつだけに、慎重であることが要求されるのである。いま少し具体的にいえば、該当の潤色部分になかば依拠して、国家成立以後における朝鮮出兵や国土統一進捗の過程をも容易に英雄時代に擬定包括する見解が行われているが、なお疑問はないであろうか。また近年の古代史研究をかえりみるに、五・六世紀における国家的支配の強化浸透を官司制と直轄領の展開として解明した井上光貞氏らの功績は高く評価されるべきであろう。しかし、それであるからそれ以前は英雄時代であつた、という論説の在り方にはにわかに従い難いのである。<sup>(17)</sup>それが必ずしも、国家成立以後における世襲王権の存続、前(中)期における古墳の発達、朝鮮経営や国土統一の推進力といった諸問題について具体的な史実の究明を経た見解とは思われなからである。英雄時代論議は今後、まさしく擬定そのものを実証によつて超克してゆかねばならないのであろう。

## 五 び す び

以上考察してきたところを約言するに、まず倭五王の比定について、従前の擬定の方法を吟味しながら、讚を仁徳、珍を反正、済を允恭、興を安康、武を雄略とする通説をあらためて承認し、記紀の天皇系譜が信憑性をもつことを確かめたのである。つぎに倭五王の遣使年代については、記紀年紀に依る論定に疑問を抱き、倭王冊封の年代に着目して各遣使年次の王名を決定し、これと比較して記紀の年紀はこの辺りではなお信用し難いとした。また倭王武の上表文の成立について考察し、とくに「躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧処」の部分には既成章句による潤色が認められるとして、英雄時代論の疑点を指摘したのである。

倭五王の時代に関しては、宋書の倭王記事のほかにも、国内の史料として、「治天下獲□□齒大王世云々」の文字を象嵌した江田船山古墳出土の大刀があり、反正天皇の実名とその宮号とが確認され、また、たとえば蝮部・刑部・藤原部・孔王部・長谷部・日下部など、当時の后妃・皇子らの名や宮名を負う名代の部が八世紀の史料に分布しており、ここからそれらの后妃・皇子の存在と、王権の地方への侵透が知られるのである。他方、考古学研究によつても、確実に皇陵と認められる仁徳天皇陵・履中天皇陵などの壮大な墳墓があり、その築造には数年にわたる多大な労働力の動員が推定されている。この事実は当時における王権の盛大を象徴するといえよう。そしてこの中央の勢威が広く地方に波及しつつあったことは、武器・武具の類を多数ともなう宏壮化した古墳のかなり活発な地方伝播によつてもうかがわれるのである。こうした国内資料によつて推論される倭五王時代の諸問題については、稿をあらためて考察しなければならぬであろう。

註

信「日本から隋へ贈った国書」日本歴史二〇三

(1) 外臣は「臣」と称し「名」を記すのが礼であった(栗原朋)

(2) 済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei である(藤

- 堂明保『漢字語源辞典』昭和四〇、学燈社)
- (3) 論語鄭玄注に「津濟渡処也」(いま職員令集解所引古記による)
- (4) 那珂通世氏の説を、藤堂明保前掲書によつて修正した。  
hiey→hiey.
- (5) 前田直典「応神天皇朝といふ時代」(オリエンタリカー)
- (6) 橋本増吉『東洋史上より見たる日本上古史研究』(昭和三一、東洋文庫) 近藤啓吾「祖祢・祖弥考」(芸林七一三)などによる。
- (7) 橋本増吉、前掲書五九七ページ。
- (8) 例えば、笠井倭人「上代紀年に関する新研究」(史林三六一四)など、
- (9) 例えば、四六〇年の遣使を「済死、世子興遣使貢献」の部分に該当せしめ、興によるものとみている(橋本増吉、前掲書、六五四ページ)など、
- (10) 末松保和『任那興亡史』(昭和二四、吉川弘文館) 九三ページ。
- (11) 石原道博編訳『宋書倭国伝・その他』(岩波文庫・昭和二六)六一―五ページ。
- (12) 橋本増吉、前掲書、三九八ページ、
- (13) 江上波夫ら『日本民族の起源』(昭和三三、平凡社) 二七八ページによる。  
ただし、三韓時代に倭王が南鮮を實際に支配していたというには疑問がある。
- (14) 乙卯年は雄略天皇十九年に当てられるべきで、書紀には一年のズレがある。
- (15) 岡田正之『近江奈良朝の漢文学』(養徳社) 二二二ページ。
- (16) とくに躬擲甲冑の表現は、例えば後漢書竇武伝に「靈帝躬擲甲介馬」とあり、また晋書文帝紀にも「公躬擲甲冑襲行天罰」とみえるなど、常套的な潤色語になっていたことを考慮すべきであろう。
- (17) 井上光貞「日本における古代国家の形成」(『日本古代国家の研究』昭和四〇、岩波書店、所収)